

NEWSLETTER No.17

2011.11.15

I グローバル地域研究機構下の ドイツ・ヨーロッパ研究センターとして ▼DESK10年の歩みと新スタート

II DESKの活動より

1. DESK10周年記念シンポジウム
2. コルネリア・ピーパー国務大臣来学
3. DESK活動記録一覧

III DESK教育プログラム

1. 日独共同大学院プログラム (IGK)
▼春季合同セミナー参加記
2. 欧州研究プログラム (ESP)
▼European Fall Academy 2010 参加記
▼調査旅行を終えて—助成金成果報告書より
▼2010年度修了者一覧

IV 関連出版物の紹介

I グローバル地域研究機構下のドイツ・ヨーロッパ研究センターとして

DESK10年の歩みと新たなスタートに際して

東京大学大学院総合文化研究科・教授
ドイツ・ヨーロッパ研究センター長 石田 勇治

ドイツ学術交流会 (DAAD) の支援を得て2000年度から活動してきたドイツ・ヨーロッパ研究センター (Zentrum für Deutschland und Europastudien in Komaba) は2010年4月、東京大学大学院総合文化研究科附属研究施設として新設されたグローバル地域研究機構 (Institute for Advanced Global Studies) の一部局となって新たなスタートを切った。それからまもなく一年半を迎える。以下では、この間の動きを含めて、本センターの足跡を振り返り、現下の課題を検討したい。



本センターが組み込まれたグローバル地域研究機構 (IAGS) は、アメリカ太平洋地域研究センター (CPAS) を組織上の中核として、ドイツ・ヨーロッパ研究センター (DESK)、持続的平和研究センター、持続的開発研究センター、アフリカ地域研究センター、中東地域研究センター、アジア地域研究センターの7つの研究センターで構成される研究連合体である。CPASに次ぐ長い歴史と豊かな研究・教育実績をもつDESKが新たな居場所をここに見出し、DAADの支援期間が終わった後も東京大学の自前の組織として半恒久的な存在基盤を得たことは、発足時からDESKの運営に関わる者にとって大きな喜びである。だがそれは同時に、DESKとIAGSの今後いっそうの発展に向けて重い責任が生じたことを意味する。

DAADからの支援金の受け皿として寄付講座「ドイツ・ヨーロッパ研究」が設置され、「ドイツ・ヨーロッパ研究室」が駒場で産声をあげたのが2000年10月。それか

ら10年余りのDESKの歴史は、発足5年目に実施された外部評価を挟んで二つの時期に区分できる。前半の5年間とくに発足当初の数年間、DESKがめざすべき研究・教育上の方向性をめぐって議論が絶えなかった。当時は前期課程ドイツ語部会が主な運営メンバーを出していたが、文学研究を軸とする従来のドイツ研究と差異化をはかりつつ、新たな学際的ドイツ研究の可能性が懸命に追求された時期である。欧州統合に代表される新生ヨーロッパの動きに関する専門教育を充実させるため、本郷の教員の助力も得た。駒場の教員の得意分野とは言えない広報業務を引き受けながら、来日するドイツ要人の歓迎行事も数多くこなした。

2005年に日独双方の専門家による外部評価が行われ、さらに5年間のDAADによる支援が決まった。「ドイツ・ヨーロッパ研究室」は、外部評価で示されたドイツ側の要請に応えるべく、総合文化研究科附属「ドイツ・ヨーロッパ研究センター」へと改組された。後半期のDESKは、研究・教育の方向性を現代ドイツ・ヨーロッパの政治と社会に定め、政治学・経済



ハレ大学との「学術協定書」と「学生交流に関する覚書」の締結（2006年7月）

学・法学・現代史に力点を置くようになった。これまで以上に大学院教育に取り組み、2006年に修士課程で欧州研究プログラム(ESP)が、2007年には博士課程で日独共同大学院プログラム(IGK)が始まった。

ESPは、修士課程終了に必要な30単位のうち14単位を本プログラム科目から取得することで、日本では他に類のない「修士(欧州研究)」の学位が授与される。履修者には、修論執筆に必要な資料収集やフィールドリサーチを行うための奨学資金を支給している。これまで16人がこの学位を取得した。他方、IGKは、DAADではなく、日本の学術振興会(JSPS)に相当するドイツ研究振興協会(DFG)の主導で始まったものだが、ドイツの一流大学が世界の一流大学と協働して国際的に通用する優れた若手研究者を育成することを目的としている。ハレ大学のフォーリヤンティ=ヨースト教授とDESKの教員が一致協力して行った申請が日独双方で採択され発足した。その日本側コーディネーター機



IGK2009年春季合同セミナー（2009年3月）

関となったDESKは日独共同教育のカリキュラムづくり、日独複数指導教員制、博士論文合同審査体制、院生・教員の相互派遣、共同セミナーやシンポジウムの実施などに取り組んできた。2011年度、総合文化研究科から21名、ハレ大から10名のドクトラントが本プログラムを履修している。IGKには実施期限があり、2012年8月にいったん終了するが、その後の継続・発展の可能性をドイツ側と目下協議中である。

現在のDESKが取り組むべき課題は、この二つの教育プログラムを維持・発展させることである。IAGSに統合されるにあたり、DESKには専任助教のポストが与えられたが、予算規模は大幅に縮減した。この状況でかつてのように目立った活動を展開できないことは明らかだが、2010年に実施された外部評価の結果、ドイツを渡航先とする奨学助成金に限って今後もDAADから支援を受けることになった。これによって二つの教育プログラムを側面から支える財源が確保された。とくにESP科目の一環として毎年ザールラント州オッツェンハウゼンで実施してきた欧州秋季アカデミー(EFA)は、今後も継続することができる。

言うまでもなく、欧州から一方的に文物を受け入れる時代はとうの昔に終わり、日欧は今や完全に対等なパートナーとして、また「課題先進国」として互いを認識しあっている。ESPであれ、IGKであれ、DESKのプログラムに関わる院生の中には、環境問題、エネルギー政策、高齢化社会、多文化共生、格差と貧困、市民社会、ジェンダー、歴史認識、国際貢献など、グローバル化した世界の真っ只中にある日独がともに直面する問題群に取り組もうとする者が多い。新生DESKはこうした若い感性と新たな問題関心に呼応しながら、21世紀の日独・日欧関係に相応しい国際共同研究・共同教育を実践してゆきたい。



2009年度EFA（2009年9月）



IGK国際シンポジウム「日独比較研究の可能性：市民社会の観点から」（2010年3月）



上：ハレ大学校舎／下：東京大学駒場キャンパス

II DESKの活動より

DESK設立10周年記念シンポジウム 「ドイツ・ヨーロッパ研究の展望 —日本の視座から—」

2010年10月28日(木)、東京大学駒場キャンパス学際交流ホールにて、DESK設立10周年記念シンポジウムが「ドイツ・ヨーロッパ研究の展望—日本の視座から—」というテーマで開催された。

シンポジウムの冒頭で、石田勇治DESK執行委員長(当時)から「ドイツ・ヨーロッパ研究センター(DESK)の10年」という題目でDESKの10年にわたる活動についての説明が行われた。



セッション1では、これまでDESKの活動にご協力いただいた広渡清吾教授(専修大学)、木畑洋一教授(成城大学)、星乃治彦教授(福岡大学)に「日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の成果と課題」というテーマで各専門分野の立場からご講演いただいた。

長らくDESKの諮問委員を務めてこられた広渡教授はこれまでの経験のなかから、1、「ドイツ研究の意義・目的について—地域研究・比較研究・外国研究」、2、「ヨーロッパのなかのドイツをどうとらえるか—ドイツ・ヨーロッパ研究の意義」という二点についてお話をされた。第一点目については、10年間にわたる日本ドイツ学会(Japanische Gesellschaft für Deutschstudien)の理事長としての経験から、日本ドイツ学会の活動を素材にして

その成果と課題について語られ、ドイツ研究の多元化の方向性を示すことの重要性を指摘された。第二点目では、法的な問題においてもEUを抜きにしては考えられない現在のドイツの状況から、経済、社会、教育、文化の面でもドイツとEUが国内と国際の二分法の上ではなく、内的に関連しあった「ドイツ・EU」という融合的存在として展開していることから、「ドイツ・ヨーロッパ研究」にとってこれらをいかに捉えるかが最重要課題であり、ドイツ研究はこの意味において「ドイツ・ヨーロッパ研究」でなければならないと述べられた。

木畑教授はDESKのセンター長も務められDESKの活動に深く関わってこられた。イギリス帝国史がご専門の木畑教授は「地域研究・国際関係研究の視点」から「日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の成果と課題」について語られた。まず東京大学駒場キャンパスにおける地域研究がどのように発展してきたのかについてお話しされたが、特に強調されたのは、駒場におけるヨーロッパ研究にロシア東欧というセクションが存在したことで、東欧やバルカンに視野を広げる形で、ヨーロッパ問題が検討されてきたことである。またヨーロッパ統合をめぐる研究の発展について論じられ、21世紀になり、日本におけるヨーロッパ統合研究の関連で、地域



統合という問題が日本を含む東アジアの現実的な課題として強調されるようになったことを指摘された。

最後に日本が戦後大きく変化するアジアの状況に対して距離をとり続けてきた点を踏まえ、アジアの将来を構想する上で、日本が積極的な政治的意思を示すことの重要性を指摘された。この点において、ヨーロッパについて学び考え、またヨーロッパの中でのドイツについて学び考える意味は大きいと述べられた。

DESKの外部評価委員を務められた星乃教授は、「日本にとってのドイツの魅力—類似とモデル—」という題目でお話いただき、日独関係の歴史において、ドイツに近似性を感じながら、同時にドイツをモデルとみなしてきた日本の姿および今後の展望について論じられた。

セッション2では、若手研究者の視点から見た「日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の展望」について、樋山洋子氏、斎藤拓也氏、井関正久氏の3名がそれぞれの経験や立場から報告し、続いてディスカッションが行われた。

シンポジウムの内容について、詳しくは、『ヨーロッパ研究』第10号をご覧ください。

日独交流150周年記念 ドイツ外務省国務大臣コルネリア・ピーパー氏 来学記念講演会 「若手研究者育成をどう進めるか。日独関係の未来に向けて」



2010年10月15日(金) 東京大学本郷キャンパス東洋文化研究所にて、ドイツ外務省国務大臣コルネリア・ピーパー氏の来学を記念して講演会を開催した。この講演会には、ドイツからは在日ドイツ大使館公使アンナ・プリント氏も同席され、大学院生を中心に主にドイツ研究に携わる学生が参加した。

講演会は、田中明彦東京大学副学長の開会の挨拶で始まり、ピーパー氏の講演、それに対する学生の質問にピーパー氏自身が直接答える対話方式の質疑応答が続いた。

ピーパー氏の今回の来日の目的は、第一に日独交流150周年事業の一環として、第二に日独両国の学術交流の現状の視察と促進のためであった。ピーパー氏は今回初の訪日であったが、講演の冒頭で、日本のことわざ「百聞は一見にしか



ず」をあげ、日本を理解するためには、実際に訪れることが重要だと強調した。

日独交流 150周年にあたる2010年はまた、ドイツ統一20周年という節目の年であった。ピーパー氏は自身は旧東ドイツのライプツヒヒやポーランドのワルシャワで学んだが、それは必ずしも政治的イデオロギーから自由ではなかったと述べ、「ベルリンの壁」崩壊後になって勉学・研究の機会が増加したと強調した。

ドイツは外国人留学生・研究者の数では世界で3番目に多い国であり、ドイツにおける日本人留学生も約2000名と近年



増加していることを紹介した。ドイツでは、財政縮小が行われている分野が多い中で、教育・研究分野には多くの資金を投入しており、教育・研究分野への投資は将来のドイツにとって重要な分野であるとの認識を示した。

東京大学とハレ大学の間で実施されている日独共同大学院プログラムやドイツ学術交流会(DAAD)の奨学助成金制度、ジャーマン・イノベーション・アワードを通じて、これからも日独学術交流の拡大に力を入れるということである。

講演に引き続いて行われた質疑応答では、学生たちは全員流暢なドイツ語で直接ピーパー氏に質問をした。



学生からは、「市民社会や市民社会的価値は暴力抑止に有効であるか」、「日独において外国人労働者の増加に伴い、外国人の子供の統合問題が顕著となっているが、それについてどういう考えをもっているか」、「若手研究者は市民社会においてどのような役割を担えるのか、担うべきなのか」、「女性の社会進出、特に大学における女性教授の割合の低さをどう考えるか」など、興味深い質問が投げかけられた。ピーパー氏はこれらの質問に対して、一つ一つ丁寧に答えくださり、終始なごやかな雰囲気が進められた。ドイツの外務省国務大臣という要職にあるピーパー氏と直接対話をする機会をもてた学生にとっても、教員にとっても大変印象深い催しとなった。



2010年度 DESK活動記録

6月2日	Johannes Pflug氏(ドイツ連邦議会議員/SPD)講演会 「ヨーロッパと東アジア—ドイツ外交の現在」
7月1日	Frank Umbach氏(欧州安全保障戦略研究センター 上級研究員)講演会 “Europe and International Energy Security”
9月19日-30日	学生セミナー:European Fall Academy (ASKO=DESK=EAO) “The European Union under the Lisbon Treaty: Past Experiences and Future Challenges”(於:ドイツ・オツツェンハウゼン他)
9月23日-28日	日独共同大学院プログラム(IGK) 秋季合同セミナー・シンポジウム „Das Geschlecht der Zivilgesellschaft. Grundlagen für einen deutsch-japanischen Vergleich“ (於:ドイツ・ハレ大学)
10月15日	日独交流150周年 ドイツ外務省国務大臣コルネリア・ピーパー氏来学記念講演会 「若手研究者育成をどう進めるか 日独関係の未来に向けて」
10月18日	Manfred Hettling氏(ハレ大学教授・歴史学)、Tino Schölz氏(ハレ大学助手、日本学) „Politischer Totenkult in Deutschland und Japan. Der Versuch eines Vergleiches“
10月28日	DESK設立10周年記念シンポジウム 「ドイツ・ヨーロッパ研究の展望—日本の視座から—」
12月16日	Dorothee de Nève氏(ハレ大学・ハーゲン通信教育大学教授・政治学)講演会 „Islamophobie und Gruppenbezogene Menschenfeindlichkeit in Europa“
3月8日-12日	日独共同大学院プログラム(IGK) 春季合同セミナー・シンポジウム 「市民社会と暴力—日独歴史学の視点から」(シンポジウムは地震の影響により開催中止)



Johannes Pflug 議員



Frank Umbach 議員

Ⅲ DESK教育プログラム

日独共同大学院プログラム (IGK)

市民社会と
ジェンダー秩序・死刑制度
～2010年度春季
合同セミナーに参加して～

総合文化研究科
地域文化専攻・IGK所属
伊豆田 俊輔

1. はじめに

2011年3月8日から11日にかけて、日独共同大学院(Internationales Graduiertenkolleg=IGK) 春季セミナーが東京大学駒場キャンパスで開催された。本セミナーでは、市民社会が抱え込む暴力的な秩序(ジェンダー秩序や死刑制度)をテーマとし、日独の研究者による講演、セミナー参加者の研究報告、さらに学生を主体としたディスカッション(学生ワークショップ)が行われた。報告者はIGKプログラムの枠内で2010年の秋からハレ大学で研究を行っており、一時帰国しセミナーに参加した。以下では学生ワークショップを中心に、セミナーの概要を示していきたい。

2.1. 学生ワークショップの進行形式について

学生ワークショップは、日独双方のメンバー協働と積極的な参画が求められる作業である。参加者は事前に共通の資料を各自読み込み、テーマに関する基礎的な知識を共有する。そして当日にはまず研究者・識者の講演が行われ、議論のため

の問題提起がなされる。その後参加者が少人数(4-6人程度)のグループを複数作り、1時間程度の討論を行う。最後に全体討論の場を設け、各グループがそれぞれ議論の成果を発表しあい、さらに互いに質問・リプライをしてゆく形で討論を進行させてゆく。研究成果を単に並列紹介するのではなく、東京大学とハレ大学の参加者が徹底的に論じあう本ワークショップは、IGKセミナーの一つの大きな特色とあって良いであろう。

2.2. 市民社会とジェンダー(1)

第一の学生ワークショップでは、政治学・社会学的観点から、市民社会とジェンダーの問題が取り扱われた。ここではまずフステバック氏(ハレ大学)による講



演が行われた。議論は以下のようにまとめられる。NGOなどの非国家アクターとしての「市民社会」の拡大はしばしば、女性の社会進出と両性の同権を推し進めるものとして理解されている。こうした認識は、ボランティア活動や地域コミュニティへの女性の参加率が男性に対してより高いことなどによって生じている。しかし、市民社会こそ女性が活躍できる場だと捉える言説は、「国家・対・市民社会」=「公的領域・対・私的領域」=「男性・対・

女性」という二元的な枠組みに基づいている。そしてこの枠組み自体が、女性を公的な領域から排除する父権的・男性優位社会を構成する言説に根ざしている。それゆえ、「市民社会の拡大は女性解放につながる」と単純に言祝ぐことはできないのではないか、というものである。その上で、市民社会は具体的にはどのような場合に両性の同権を促進しうるのか、またどのような場合に平等を疎外しうるのかという問いが提示された。

私が参加したグループでは、両性の同権を推し進めるために何が重要かを中心に議論が進められた。そしてここでは教育や法律、具体的には性差別に対する罰則が必要不可欠であるという意見が出た。こうした制度整備には、市民社会と国家や政党といった機関との協働や、女性の公的領域への参画が欠かせない。それゆえ、両性の同権を達成するために必要なことは、前述の講演で指摘された「国家=公=男性・対・市民社会=私=女性」という二分法的な枠組みを解体してゆく事であるという結論に達した。

これに対して別のグループからは、公的な制度によって作り出される「両性の平等」の限界と、市民社会の役割について以下の点が論じられた。日本では1985年に「男女雇用機会均等法」が成立し、現在女性の社会進出の可能性が形式上



は担保されている。それにもかかわらず、様々なNGO・企業・政党・官庁・教育機関では、管理職に占める女性の割合は極めて低いままである。組織のピラミッド構造の上部に行くほど女性が過小代表されるという状況は、程度の差こそあれドイツでも当てはまる。ここで問題となるのは、公的制度による「平等」とは多くの場合、「男性なみ」に働こうと思えば働けることを保証した「平等」であり、家事や育児の負担軽減を保障するものではないことである。つまり多くの女性にとって管理職を目指すことは、いまだに、家庭生活の充実を断念することか、仕事と家庭の過重な二重負担を同時に引き受けることを意味している。こうした現実における同権化を妨げている要因としては、男性が育児に参加しづらい環境（育休取得の困難さなど）や、性役割分担に対する保守的な観念が挙げられる。これに対して市民社会は、「そもそも両性の平等・同権とは何か」という問題を議論することで、公的制度の限界や問題点を明らかにし、「平等・同権」に内実を伴わせることが可能ではないかという指摘がなされた。

2.3.市民社会とジェンダー(2)

引き続き、近代市民社会とジェンダー秩序の形成について歴史学的な観点を交えた議論が行われた。まず弓削尚子教授(早稲田大学)が、ナポレオン戦争期のプロイセンの国王夫婦と明治の天皇皇后がメディアで「理想的な男女像」として表象されてゆく過程を具体例に分析し



つつ、近代市民社会の形成と性差に関する言説が密接に関連していることを論じた。そして、19世紀前後に定着した性役割の規範意識は、現在の日本とドイツにおいて消滅しているのか、存続しているのかという議題が提示された。

第一に論点になったのは、規範の体現するものが、両国において存在しているかということである。現在のドイツでは、政治家や芸能人が部分的に夫婦・家族関係の「モデル」を示すことはあるものの、基本的に「理想の男女像」を体現する者はいない。これに対して日本では天皇制度が存続しており、その家族形態はしばしば、国民にとって、家族や夫婦のあり方の規範であるかのように報道されることも多い。しかし彼らは同時に、戦前から続く「(国民からの)超越性」を備えていることが同時に求められるため、完全には一般の国民の「モデル」にもなり切れない。さらに、どこまで市民が実際に彼らを「モデル」と見做しているかは、別の問題として考える必要がある。

しかし意外だったことは、こうした差異にもかかわらず、「19世紀に誕生したジェンダー秩序・規範意識は、大きな変化を受けつつも、両国において生き残っている」という点でほとんどの参加者の見解が一致したことである。日本ではすでに、男性が一人で家族を養えるだけの収入を得るのは極めて困難であり、既婚女性の相当数は就業している。このため、性差に基づく旧来の役割分担は現実的ではなくなっている。それにもかかわらず、「男性は仕事を中心に、女性は家庭・育児を中心に」という生活形態と規範意識は強固に存続しているのである。これはドイツでも程度の差こそあるが当てはまり、その原因としては、前述の議論でも出たように、男性の育休取得の困難さや、女性が管理職をめざした場合に発生する負担が考えられる。



ただし、こうした生活スタイルや価値観は安定しているわけではなく、市民社会の中からたえず揺さぶりがかけられている。こうした「揺さぶり」の日本での一例として、討論の中では、男性の育児を支援するNPO活動「イクメンプロジェクト」の存在が紹介された。この運動は、男性が育児をすることに「男らしく、格好良い」というイメージを付与し、男性の育児参加を促進してゆくものである。これは既存の「男らしさ」の存在を真正面から批判するのではない。むしろ「男らしさ」の存在を肯定しながらも、その内容を少しずつ書き換えてゆくという試みである。こうした活動からも伺えるように、性役割分担のイメージは、市民社会側からの刺激で、今後更に変化してゆくことは間違いないであろう。

セミナー参加者には既婚者や子育てをしながら研究を続けている者も多く、仕事(研究)と家庭生活のバランスの問題は、学術的な討論対象であるだけではない。むしろ日常に立ち現れる問題である。そのために議論は、歴史的分析和自分たちの日常生活を照らし合わせる作業となり、非常に熱を帯びたものになった。

2.4.市民社会と死刑制度

ジェンダーと並び、今回のセミナーの中心的なテーマになったのは、日本の死刑制度である。ここでは死刑廃止運動に携わっている中村治郎弁護士(日弁連死刑執行停止法制定等提言・決議実現委員会副委員長)に参加して頂き討論を行っ



た。ディスカッションに先立ち、中村弁護士は日本の死刑制度の現状を紹介し、主として以下5つの理由から、死刑制度の廃止の必要性を論じた。その理由とは1) 死刑は憲法36条が禁じる「残虐な刑罰」にあたる。2)「日本の世論は死刑を支持している」とされるが、その「支持」とは、情報が遮断された中での「支持」に過ぎない。3) 厳罰化の引き合いに出される「治安の悪化・凶悪犯罪の増加」は現実には起こっていない。4) 誤審の可能性がある。5) 国際的には死刑制度は廃止の流れに向かっている、というものである。そしてグループ討論のために、死刑制度の現状やその存置・廃止、死刑を廃止した場合の代替刑、遺族感情が主たる論点として提示された。

報告者が参加したグループでは、日本の死刑制度の特徴をドイツの現状と比較することで明らかにし、上記の問題に答えるよう議論を進めた。ドイツでは既に憲法で死刑の廃止が明文化されており、大きな問題として扱われることはない。ただしハレ大学の参加者からは、「ドイツの世論がつねに死刑廃止を力強く支持しているわけではない。仮にドイツで死刑賛否に関するアンケートを取れば、どちらが多数を取るかわからないのではないか」という意見が出された。こうした点を考慮すると、日独の死刑問題に対する違いは、世論の支持そのものではなく、ドイツの様に死刑の問題が世論の集団的感情から比較的独立して決定されているのか、それとも日本のように世論に強く規定される形で進められるのかという点にあると考えら

れる。さらに、ドイツでは遺族感情が刑罰そのものの厳しさに酌量されることはほとんどない。日本ではこれに対して、近年の被害者・遺族の権利や感情の重視が、ほとんどそのまま厳罰化につながっているという差異がみられた。

全体の会合では、「日本では死刑と無期懲役の間に極めて大きな差異があるので、死刑を廃止し、代わりに終身刑を置くべきではないのか」、「すべての遺族が認めるまで懲役を科す、『半・終身刑』のような制度を導入できないか」など多くの意見が出された。中村弁護士は各グループの発表に熱心に耳を傾けた上で、「日本の無期懲役は執行レベルで厳罰化が進み、近年は仮出所までの期間が増加し30年近くなっているため、世間一般に思われているほど無期懲役は軽い刑罰などではない」、さらに「仮釈放を認めない終身刑を導入することは、死刑と同じような残虐な制度になるのではないかと」リプライし、熱心に討論に参加していただいた。このため全体討論も単にグループ作業の結果を報告する場ではなく、異なった意見がぶつかり合う、実の伴うものになった。

3. 終わりに—セミナーの東北関東大震災による中断について

2007年より続いているIGKセミナーは今回で8回目の開催となり、参加者として、熟議をめざす文化が醸成されてきているように感じた。議論の大半はドイツ語で行われたが、日本側参加者のドイツ語運用能力や、ドイツ側参加者の日本への関心の高さ、そして双方ができるだけ異なる考えを聞くという意識で臨んだために、闊達に意見を述べあう場が形成できたと考えている。

しかし、3月11日の14時46分に東北関東大震災が発生し、セミナーは最終日の前半までで打ち切られることとなった。こ



れに伴い、これまでの討論成果を締めくくる全体会合や、セミナーのハイライトとして準備が進められていたシンポジウム「市民社会と暴力」も急遽中止が決まった。それまでの議論を総括する機会が失われたのは残念でならない。しかしながら、震度5強の地震と都市交通のマヒにもかかわらず、幸いにも参加者に一人の怪我人を出さず、混乱も生じなかった。

今回の地震は第二次大戦後、最悪の規模の自然災害となり、本報告を書いている現在(4月)になっても、死者・行方不明者の総数は杳として知れないままである。さらに福島第一原発に関しては、廃炉への具体的な工程はもとより、当面の事態収拾の目途すらついていない。報告者は4月からハレでの研究生活を再開しているが、災害の大きさのためか、未だに日常に復帰したという感覚がない。

しかし、ハレ大学は早くもこの地震に対する募金活動や、日本の市民社会と自然災害、原子力政策についての議論を始めている。研究者としてどのような形で有用な知見を提起できるのか、また市民としていかにこの問題に貢献できるのか、非常に重い課題が渡されていると感じている。



欧州研究プログラム (ESP)

リスボン条約後のEU

～European Fall Academy
2010参加記～

総合文化研究科
国際社会科学専攻
国際関係論コース・ESP所属
高島 亜紗子

2010年9月19日から30日にかけて、ドイツ・ヨーロッパ研究センターの助成を受けてEuropean Fall Academyに参加した。本年度は“The European Union under the Lisbon Treaty”のテーマに沿って、政治・環境・経済など様々な側面からEUの今後を考察した。以下、特に印象に残ったいくつかの授業を取り上げて筆者なりの見解を示したい。

I 講義内容まとめ

1. “The bumpy road to Lisbon; The EU’s reform process 2000-2009”

講師：Prof. Dr. Olaf Leisse, University of Jena

「ヨーロッパのパラドックス」—改革と停滞、深化と拡大が同時に起きていること—を理解する必要がある。EUは27の主権国家から成る政体であり、決して一枚岩として理解もできないしそのように発展もしない。本講義ではEUの改革プロセスを時系列に沿って俯瞰することで、こうしたパラドックス理解に努めた。

改革プロセスは2000年Laekenでの会議において“more efficiency, democracy, transparency”のスローガンと共にスター



トする。また2001年にはヨーロッパの未来のための協議会(European Convention on the future of Europe)も発足した。この協議会は当時の加盟国政府(15国)、30国の議会、15人の欧州議会議員(13の候補国も含まれた)からなり、2002年6月以降Working Groupによる検討へと移行した。その結果、2003年6月21～22日のThessalonikiサミットにおいて、EU憲法草案、新規10カ国の受入れ案が提示されるに至る。ここで留意すべきは、「条約が憲法を策定する」というアイディアに含まれるパラドックスである。EU改革案は、こうした矛盾を内包していた。そして実際に各加盟国で議論が進む中でそうした問題点が露呈されていくのである。まず、フランスとオランダによって、改革案が国民投票で否決される。こうした背景には「憲法」や「大統領」といった、超国家的組織へとEUが変貌していくことを嫌ったためという

一般的な説明がある一方で、Dr. Schildは「東方への拡大がフランスにとって不利な条件となっていくことをフランスは認識していた」という見方を提示された。加盟国増加による相対的パワー低下を危惧していた、というリアリスティックな指摘は大変興味深いものであった。

こうして危機に陥ったEU改革案で共通の基盤、共通の未来と言った単語にも表れるような、ドイツの強いEU志向によって改革案は再び動き出す。しかしこうて作られた修正案が再びアイルランドの国民投票で否決されたことからわかるように、ヨーロッパ統合、そして改革の進展は決して単線的に進んでいるわけではないのである。Dr. Leisseが言うところの「制度としてではなく、プロセスとしてのEU」という側面に、我々はずっと関心を向けるべきであろう。



2. “How are successive enlargements changing the European Union?”

講師：Prof. Dr. Joachim Schild, University of Trier

なぜEUの拡大がEUそのものを変化させたのかというリーディングクエスチョンの下に考察を加えることで、EUの将来の経済利害、戦略的関心、選好を明らかにすることができると思われる。

EUの拡大に対する動機(特に2004年の東方拡大)は、大きく分けて以下の5点が考えられる。即ち、①加入の見込み、②旧共産主義国の政治経済的変化の助力、③旧メンバーの戦略的安定性、④新旧メンバーにとっての経済的好機、⑤民主主義の安定化であった。しかし現実には、経済的不安が増大し、統合に懐疑的な見方をするEU市民を増やすことになってしまった。一方で、政治的な行き詰まりは想定していたほどには見られなかったことも特筆すべきである。結果としてEU拡大は、EUの政策内容そのものにも変化をもたらす変化であったことは明確である。また、政治的コミュニティ形成の試みは未だ継続している／されるべきプロジェクトとして理解すべきである。

一つの問題として提起されたEU市民の懐疑主義的態度に関して、筆者はかねてよりSocial Classの持つ重要性を重視していた。即ち、市場の自由化によって特に被害を受けるのは単純労働に従事している市民であり、そうした市民の不安が現在のヨーロッパ諸国の右翼躍進に一役買っているのではないかという問題であ

る。これに対してProf. Dr. Schildは、こうした懐疑主義は決して単純労働従事者だけでなく、エリート階層にも見られる傾向であることを指摘しており、これは非常に興味深い問題を提起しているように思える。

3. “Copenhagen and beyond – the EU as a leading power in global climate issues?”

講師：Severin Fischer, Institut für Europäische Politik (IEP), Berlin

本講義ではEUの環境政策について取り扱った。特に気候変動に関するEUレベルの取り組み、問題点を明らかにした。

Fischer氏がまず提起した問題としては、「グローバル」な地球温暖化が実際には決してどの国家にも対等な被害を及ぼすものではないという点である。つまり、温暖化がもたらす影響の深刻度の違いが存在するという意味において「グローバル」な地球温暖化は「アンフェア」な温暖化である。また、温暖化を食い止めるための取り組みにおいてもこうした不平等性は存在している。例えば京都議定書において、EU諸国はアドバンテージを有していた。基準年を1990年に設定することで、環境規制と言う意味で非常に遅れていた東欧の向上が排出していた温室効果ガスを削減することは非常に用意であったからである。(一方で東欧諸国の国民は現在以前と比較して多くの車を保有しており、輸送機関における温室効果ガス排出量は増加している。)では本質的



にこうした不平等性を抱える環境問題において、EUはどのような取り組みを行っているのか。特筆すべきは排出量取引というアイデアである。即ち排出量を売買可能な「商品」とすることで削減のインセンティブを増やすと同時に経済的効果ができるだけ損なわないようにする試みである。また、EUレベルのみならず各国レベルでの取り組みも盛んである。

4. “What kind of global actor? The EU: as civilian power, a military power or no power at all”

講師：Dr. Matthias Dembinski, Peace Research Institute Frankfurt (PRIF)

Dr. DembinskiはEUを対外政策の観点から考察し、現在の国際関係において同機構がどのようなpowerを有しているのかを分析して下さった。こうした分析はMoraviscicを筆頭として現在も進められており、その評価は分かれている。例えば共通外交安全保障政策は「戦争をやめ、平和をもたらすために創設された(“CFSP (EPC) was established with the aim of stopping wars, making peace...”)」とされている一方、それがどこで行われるのかは全く不明瞭であるし、第一にその使命はNATOと何ら変わることがないとする見方である。他方、現在EUが外交政策分野において大きく変化しつつあるように見えることも事実である。Lissbon条約はCFSP上級代表を設立し、European External Action Serviceといった組織を整備した。これらの役職・組織が本当に効果的に機能できるか否かは今後の推移をみる必要があるだろう。

また、そもそも外交・安全保障政策での制度化が国家主権と緊張関係にあることも忘れてはならない。「主権」を侵害し得ない状況下では、結局各国の戦略に基づく協力関係や制度が設立されることが想定される。こうした事実が発見されれば、それはInstitutionalismを擁護することに

なるだろう。一方で、EUが想定する今日の「主権」は他国にとってのそれとはもはや根本的に異なっていることも念頭に置くべきである。EUはポストモダン期の制度であり、伝統的「主権」観から既に自由である可能性もある。

5. “Continuity and change in German and European Policy”

講師：Dr. Siegfried Schieder, Robert Schuman Centre for Advanced Studies European University Institute, San Domenico di Fiesole (FI), Italy

最後に、ドイツとEU政策の変化と継続について考察した。ドイツは第二次世界大戦後、アデナウアー首相の下で自らを「ヨーロッパ化」することで不安定性を克服してきた。こうして作られたドイツ政治のシステムは、Katzensteinが指摘したように大々的な変化を嫌い、漸進的变化を重ねるものとなった。そうした状況の中で、中道右派政党(CDU/CSU)は徐々にラディカルなEU統合論から距離を取るようになり、よりプラグマティックで即物的なEU構想を志向するようになっていった。一方でEU統合に対するドイツ国民の懐疑主義的態度は近年減少する傾向にある。

しかしこうしたドイツ政治のシステムは徐々に変化しつつある。まず、ドイツ政治の最大の特徴とされた「粘着性の高い」システムが崩壊しつつあるという指摘である。これは更に検討を要する論点であるが、ドイツ政治がラディカルな変更を可能とするものとなっているならば、それは大きな変化であるということができるだろう。こうした変化を考察するには、国内・国際双方のレベルでドイツを見つめ直す必要がある。また、政党システムも今までよりも複合化していると考えられ、連立パターンが今までなかったほどに複雑化している。こうした変化が見られる一方で、一部で指摘されている外交政策における首相のリーダーシップの強化についてDr.



Shiederは否定的な見方を示された。彼によると政策変化は未だに漸進的であり、国内アクターの重要性もさほど低下していない。また、ヨーロッパ政治全体の大きな変化の潮流として、右翼政党の躍進があるが、ドイツはこの流れに少し距離を置いていると見ることができる。ドイツにおけるEU懐疑主義は必ずしも政党支持に結びついておらず、こうした右翼政党の躍進も見られていない。一方でこうした懐疑主義的態度はEUではなくなるべく国内政治レベルで政策を形成しようとする動き(“domestication”)に結びついている。こうした変化をみるに際して、重要な争点はEUは単なるpowerではなく、同時に制度であるという事実である。また、EU統合が進む現在だからこそ、国内レベルで分析することが非常に重要であるように思われる。

II 感想

今回は様々な角度からEUの深化・拡大を見ることで、非常に多くの知見を得ることができた。第一に指摘すべき点としては、EUの深化・拡大は決して単線的に進んできたわけではなく、現代から過去を振り返る視点によって統合を語る術しか持

たない我々は、特にそのことに注意すべきであるということである。第二に、EUは制度であると同時にpowerであり、更にはプロセスであるという見方である。筆者はこれまでEUをアクターとして捉えがちであったが、今回EUと国内政治の有機的な連関を考える機会を与えられ、双方が影響を及ぼしあい、常に変化しているものであることを実感できた。こうした視点を得たことは、EUに限らず国際制度を考察する際にも非常に有用なものであると思う。第三に、EUは決して経済的・政治的利益のみに基づく連合体ではないということを確認できたことである。EUが現在所掌できる政策領域は多岐にわたり、それらの全てが加盟国に対して連合するインセンティブを与えるものではない。特に軍事問題において主権と制度化の緊張関係が顕著に見られたが、もし加盟国が戦略的には不利益を被るにも関わらずEUがなお制度として発展していくのであれば、それは国際政治学的観点から見ても非常に興味深い例となると思われる。今後はこれらの点に留意しながら、EUを決して静態的に見ることなく、研究を進めていきたいと思う。

EFA2010 プログラム

Monday, 20 September '10	
9:30	Welcome address Dr. Elisabeth Schmitt, EAO / Hans Beitz, AES
9:30	The bumpy road to Lisbon: The EU's reform process 2001-2008 PD Dr. Olaf Leisse, University of Jena
11:15	Introduction into the program Prof. Dr. Joachim Schild
14:00	Getting to know each other/Expectations of the participants / Getting familiar with the EAO and the surrounding area Dr. Elisabeth Schmitt, EAO
16:00	Workshop: Europe on the Web: Online Sources and Research Strategies Dr. Elisabeth Schmitt, EAO
Tuesday, 21 September '10	
9:00	Efficient Institutions? The institutional set-up and decision-making after the treaty reform Sebastian Zeitzmann, Europa-Institut, Saarland University, Saarbrücken
14:00	Workshop: decision-making after the treaty reform Sebastian Zeitzmann, Europa-Institut, Saarland University, Saarbrücken
Wednesday, 22 September '10	
9:00	How are successive enlargements changing the European Union? Prof. Dr. Joachim Schild, University of Trier
14:00	The EU as a community of law: achievements, challenges, and perspectives Martin Moser, European Court of Justice, Luxembourg
Thursday, 23 September '10	
9:00	Copenhagen and beyond – The EU as a leading power in global climate issues? Severin Fischer, Institut für Europäische Politik (IEP), Berlin
14:00	Visiting the Celtic Circular Wall Kerstin Adam, Forum Europa e.V.
Friday, 24 September '10	
9:00	Workshop: EU-Enlargement Dr. Elisabeth Schmitt, EAO
16:00	Eurozone under stress: How to deal with exploding public debt? Prof. Dr. Ludwig von Auer, University of Trier (tbc)
Saturday, 25 September '10	
9:30	What kind of global actor? The EU - a "civilian power", a "military power", or no "power" at all? Dr. Matthias Dembinski, Peace Research Institute Frankfurt (PRIF)
15:30	Sight seeing: The Roman Heritage of Trier (Guided Tour)
Sunday, 26 September '10	
10:00	Euro-scepticism - patterns, causes, and political consequences Prof. Dr. Robert Harmsen, University of Luxembourg
Monday, 27 September '10	
6:00	Trip to Brussels
10:00	Visiting the European Parliament
14:30	Visiting the European Commission / Europe 2020: A strategy for smart, sustainable and inclusive growth Dr. Christian Weise, European Commission, Brussels
Tuesday, 28 September '10	
10:00	Guided tour in the city of Luxemburg (Point of departure: Place de la Constitution)
14:30	Visiting the European Court of Justice
Wednesday, 29 September '10	
9:00	Continuity and change in German European Policy Dr. Siegfried Schieder, Robert Schuman Centre for Advanced Studies, European University Institute, San Domenico di Fiesole (FI), Italy
14:00	Evaluating the Fall Academy / Closing Ceremony and Awarding of the Diplomas
18:30	Farewell Dinner
20:30	Wine Tasting

フランスのエネルギー政策 — 調査旅行報告 —

総合文化研究科
地域文化研究専攻
修士課程二年・ESP所属

木村 謙仁

期間：2011年2月21日
～3月5日

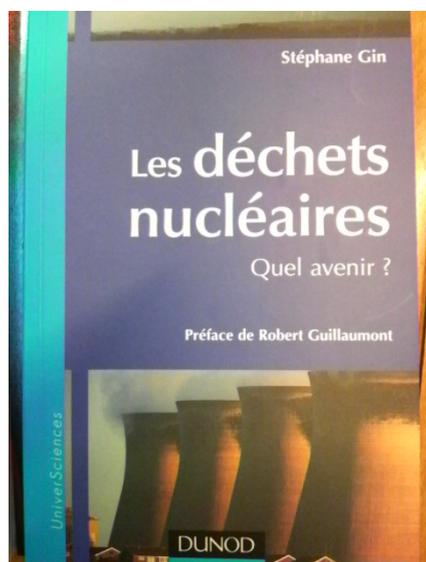
調査地：パリ

フランスのエネルギー政策において原子力は非常に大きな重要性を持っている。フランスのエネルギー生産量のおよそ8割¹が原子力発電によるものであり、これによって安価な電気料金と、非産油国の中では高いエネルギー自給率、そして温室効果ガスの低排出を実現している。こうしたエネルギー供給の構造はフランス以外の国ではほとんど見られないが、最近では世界中でこれらの利点に関心が集まっており、以前に原子力開発の凍結を表明した国々や、産油国すらも含めて原子力開発の推進が行われつつあった。こうした状況は、長期間にわたって原子力技術を蓄積してきたフランスにとっては世界をリードし、より大きな原子力市場を獲得するチャンスであり、さらに

フランス国内の原子力開発をも後押しするものと期待されていた。しかし、今回の調査旅行から帰国した後の出来事ではあるが、3月11日に発生した東北関東大震災に伴う福島第一原子力発電所の事故を受けて原子力の運用を問い直す議論が起こりつつある。これはフランスにおいても同様で、原子力の危険性を指摘する議論が取り上げられるようになってきている。最終的にフランスのエネルギー政策や原子力計画にどこまでの影響を与えるのかは現段階では未知数であるが、隣国のドイツでは事故直後に一部の原発の停止を決定し、後の選挙で緑の党が大幅に議席を増やすなどの明白な影響が既に出ており、フランスにおいても一定の、あるいはそれ以上の影響が出ると予想される。いずれにせよ、原子力大国であるフランスがどのような選択を取り、その選択が他の原子力発電を利用している国々やそれを導入しようとしている国々などのような影響を与えるかという観点から注視していかなければならない。以上により、フランスにおいて原子力をどのように扱うかという問題は、フランスのエネルギー政策の根幹を左右する問題であり、それゆえにフランスという地域について考える上で原子力は非常に重要なテーマであるといえる。

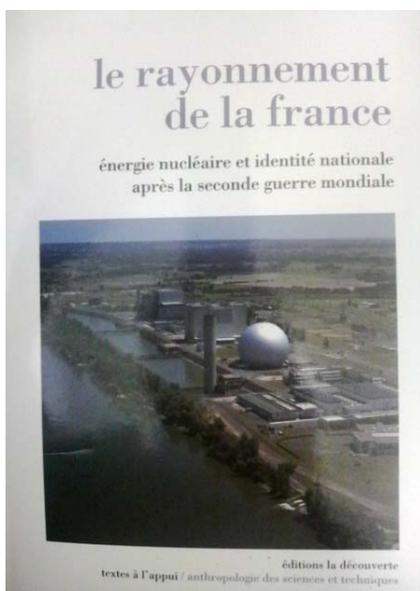
原子力発電が抱える問題は、前述のような発電所での事故だけではない。放射性廃棄物の取り扱いについても常に懸念材料となってきた。例えば、ラ・アーグの放射性廃棄物再処理施設周辺地域で児童を中心に白血病患者の増加が報告されたが、明確な証拠こそないものの、その原因として再処理施設からの放射性物質の流出が疑われている。つい最近では、使用済み核燃料の再処理率が公表されていた数字よりも実際は大幅に少ないことが明らかになり²、同施設の存在の意義を問う声は更に強くなると予想される。日本における今回の震災に関してい

えば、使用済放射性廃棄物の冷却・保管システムに異常が発生し、事態の深刻化の原因の一つとなった。また、原子力発電の経済性についても、放射性廃棄物の処理や発電所の維持、そして最終的には発電所の解体などを含めた長期的なコストに対して最終的に利益が出るのかということも問い直す声も上がっている。また、たとえ低い確率であったとしても今回日本で発生したような事故が起きれば膨大な損害が出るということもこの議論に加えられるべきであろう。そして原子力発電の技術が原子力の軍事利用の技術と表裏一体であることも見逃せない。フランス国外への原子力技術の輸出に際して、核不拡散の観点から、特に政情が不安定な国において適切な処置がなされているのかという点は大きな問題となっている。こうした多くの問題を抱える原子力発電に対して、これと同様に温室効果ガスなどを排出せず、放射性廃棄物も出さない再生可能エネルギーの出現にフランスでも期待が高まっており、その利用は急速に拡大している。例えばフランスにおける風力発電の発電量は2008年には5.7 TWh、2009年には7.5 TWh、そして2010年には9.4 TWhと増加を続けている³。また、風力発電や太陽光発電といった電気エネルギー以外にも、バイオ燃料をはじめとする熱エネルギーの利用も拡大している。そもそも単一のエネルギー源に重度に依存することは、そのエネルギー源に何らかの問題が発生したときに国内で深刻な影響を発生させかねないということも石油危機の教訓としてきたフランスにおいて、原子力が化石燃料よりもエネルギー安全保障上の問題が少ないことが事実であるとしても、「原子力一辺倒」に偏ることは矛盾をはらんでいるともいえるだろう。以上のような状況を反映して、原子力発電に対する世論は1990年代の半ば頃から懐疑的な意見が強くなり始め、2002年には反対派の方が若干多くなっ



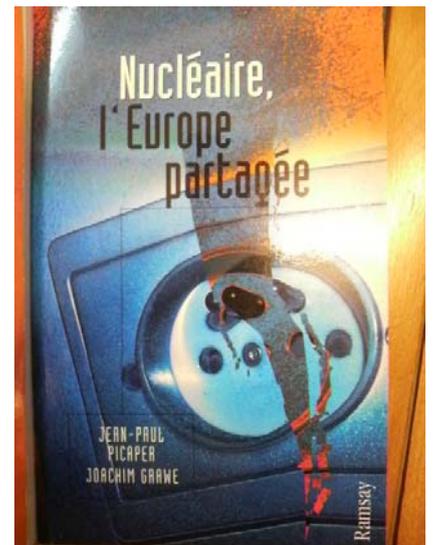
ている⁴。現在では再び賛成派の方が多数になっているが、両者の割合はほぼ拮抗している。そしてこの状態から今回の震災に伴う原発事故の影響で更に反対の方向に傾くことは十分に考えられる。

以上のことから、エネルギー政策を実行する政府やエネルギー産業界における、原子力利用に対する追い風の状況と、フランスの市民レベルで強まりつつあった原子力懐疑論の対立の図式に、今回の日本における原発事故が非常に大きな影響を与えることが予想される。したがって私の研究としては、原子力にかかわる事象に対するフランス国民の反応に、最新の動向を踏まえつつ注目すると同時に、それらを受けてフランス政府がいかにして原子力利用を正当化してきたか、そして正当化していくか(あるいは正当化できなくなるのか)ということについて考察したい。エネルギーに関する資料は、政府の報告書や新聞の報道などを中心に多くがインターネット上で公開されているが、とりわけ市民レベルの原子力に対する反応について扱ったものや、出版物としては発表されていない論文などについては日本ではほとんど見られない。こうした資料を中心に、現地でしか入手できない資料を収集することが今回の調査旅行の目的であった。



今回の調査旅行は2011年2月21日から3月5日の二週間程度(ただし移動日を含む)となった。主な調査地は前回に引き続きEDF (Électricité de France)財団の資料室であるが、前回の調査旅行は期間も短く、先方との連絡が上手く行かなかったことなどから十分に調査ができたとは言いが難かったのに対して、今回は単に期間が延びただけではなく、私自身が前回よりは効率的に動くことができたため、前回集め切れなかった資料や、新たに関心の対象に上った資料をここで収集することができた。なお、前回訪れた際にはYves Bouvier氏にお世話になったが、今回彼は不在で、代わりにLéonard Laborie氏にお会いし、私の研究についての相談もさせていただいた。

EDF財団の資料室には電力政策史に関係する資料が多く集められており、それらから国営企業としてのEDFの成り立ちや原子力技術開発の経緯などを読み取ることで、フランスの原子力事業がいかに国家の枠組みに組み込まれたものであるかを理解することができる。また、上述の通りフランスにおける反原子力の世論が強まってきたのは1990年代後半であり、これには緑の党が政権に参加したことが大きく影響していると考えられる⁵が、それ以前からも原子力発電の利用に反対する声や運動が上がっていたことを示す資料もこの資料室では見られ、こうした運動の要因などについて学んでおくことは原子力エネルギーとフランス社会との関係の歴史について理解するうえで必要であるのみならず、この問題に関する最新の動向を読み解く際にも役に立ってくるものと考えられる。当資料室には書籍のみならず、ここでしか閲覧できない論文も多く保管されており、特に1980年代までのフランス社会における原子力の受容可能性について扱った博士論文は興味深い。この論文は原子力エネルギーのリスクを様々な面から分析するに始まり、そ



うしたリスクを巡る議論の1960年代以降の発生や発展、そして1981年の政権交代によるこれらの議論への影響について述べられており、更には原子力発電所の社会的受容可能性を高めるための取り組みとして設立された、国民への情報公開のための機関などについても扱われている。本論文で扱われているこの機関は現在ではその活動に法的根拠が付与される形で強化され、地域情報委員会 (Commission Locale d'Information, CLI)として機能している。こうした組織の存在はフランスの原子力政策に対する市民レベルでの合意形成のための仕組みの一つとして今回の調査旅行に出発する以前から着目していただけたこと、それに関連する情報を得られたことの意義は大きかったといえる。また、これとは別に、1970年代から1980年代までの反原子力とそれに対する政府のアクションについて扱ったものも見つけることができた。これらの論文は当資料室でしか閲覧することができず、法律上全ページのコピーを取ることも認められていないため、特に重要と思われる部分について、可能な限りのコピーを取り、これを持ち帰ってきた。

CLIをはじめとする情報公開の仕組みは上述のような原子力に対する政府レベルと市民レベルの姿勢の差異を修正する可能性として評価できるが、その有効性に

については過大評価に陥らないようにすることも同時に重要であろう。少なくともCLIに関しては国民の意見を直接フランスのエネルギー政策や原子力計画に反映させるだけの権限は持っていない。今回の調査旅行では関西電力のパリ事務所を訪問し、職員の方々にお話を伺う機会も得たが、この点に関してのご指摘も頂き、EDF財団の資料とも合わせて、出発前に私が抱いていた理解を大幅に修正するきっかけとなった。これ以外にも関西電力パリ事務所ではフランスの原子力発電所がその立地するサイトに与える影響や、発電所の運転に関する規定の特色、そして日本とフランスの税制の違いから生じる、各サイトにとっての原子力発電所の税収源としての信頼性についてなど、非常に興味深いお話を伺うことができた。

今回の調査ではパリ市内にあるSainte-Geneviève図書館も利用した。この図書館は国立図書館に比べて利用条件が緩く、手続きも簡単なため、残りの滞在時間が少なくなっていた私にとっては好都合であった。この図書館は誰でも簡単に利用できるものではあるが非常に多くの資料を保有しており、短い時間ながらここでも若干の情報を収集することができた。具体的にはヨーロッパレベルでの原子力エネルギーとの関わりについて扱ったものなどである。また、この図書館の付近にはÉditions L'Harmattan直営の本屋も

あったが、ここではこの出版社から出された以外の書籍も多数扱っており、非常に充実した内容となっていた。今回の主な調査地であるEDF財団からは多数の資料のコピーを持ち帰ったが、これに対して今回持ち帰った書籍の大部分はこのL'Harmattanで購入したもので、その中には日本においては入手不可能、もしくは困難と思われる書籍も含まれている。その一方でamazon.frなどで扱われており、日本でも購入可能といえるものも含まれているが、これらについても内容を吟味しながら購入を検討できたという点では有意義であった。以上が今回の調査旅行で行った情報収集の内容である。

結果的に今回の調査旅行では前回と比較して明らかに充実した情報を集めることができたことと評価できるだろう。私の修士論文の構想は未だ完全に明確化されたとはいえないものの、前回の調査時よりは進行しており、自分にとって必要な情報の取捨選択が行えるようになっていたということは明らかであった。また、単純な情報量という観点で考えてみても、期間が前回のおよそ二倍であるのに対し、持ち帰ったコピーや書籍の量は前回の二倍をはるかに上回っている。これらは前回よりも総じて時間を有効に使えた結果と捉えることができる。今回収集した資料は修士論文の執筆のみならず、フランスのエネルギー政策全体への理解を深める上

で非常に重要になってくるだろう。ただし、今回入手した資料はフランスの原子力政策史に焦点を当てたものが多いため、これらを読み込むことに加えて、最新の動向について情報を集めていくことが今後不可欠になってくる。その中には当然今回の震災と原発事故の日本やフランスへの影響も含まれており、その正確な評価はある程度の時間が経過してからでなければ難しく、事態そのものも現在進行中であることが更に困難を増しているものの、現段階で可能な限りのアプローチを試みたい。これらの両面を十分に取り入れた修士論文の構成を練ることを今後の課題とする。

注)

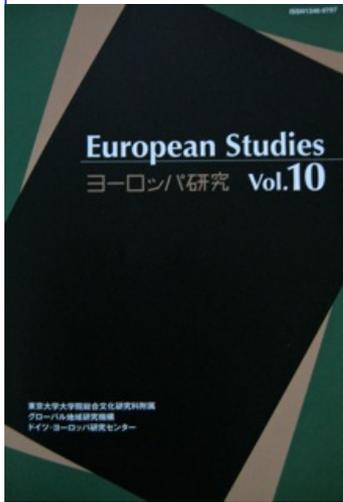
1. Commissariat general au développement durable – Service de l'observation et des statistiques, Bilan énergétique de la France pour 2009, 2010, p. 12.
2. Le Monde, «Le recyclage des combustibles nucléaires en France serait inférieur à 20 % », le 16 juillet 2010.
3. Commissariat general au développement durable – Service de l'observation et des statistiques, Chiffres & statistiques no 196 : Tableau de bord éolien-photovoltaïque, 2011, p. 1.
4. Commissariat general au développement durable – Service de l'observation et des statistiques, Chiffres & statistiques no 59: Baromètre d'opinion sur l'énergie et le climat en juin 2009, 2009, p. 2.
5. Cf. 福澤義晴, 『欧州原子力と国民理解の深層—賛否世論はいかに形成されるか』, 郁朋社, 東京, 2007, p. 112-114, p. 166-167.

2010年度 修士課程プログラム修了生

氏名	所属	修士論文題目
青木 輝憲	総合文化研究科 国際社会科学専攻 欧州研究プログラム (ESP)	ニースにおける1920年代から1930年代のイタリア系移民
田村 円	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム (ESP)	ナチズム体制崩壊後の「ドイツ＝ユダヤ関係」の展開 —和解の試みとその限界
中尾 沙季子	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム (ESP)	《Choisir de ne pas choisir》ou le défi de la construction nationale au Sénégal à l'époque de l'indépendance
福田 慧	総合文化研究科 地域文化研究専攻 欧州研究プログラム (ESP)	ウクライナにおける言語をめぐる政治闘争 —ドンバス地方を事例に

IV 関連出版物の紹介

『ヨーロッパ研究』第10号



目次

I 論文

- ・スウェーデンの2006年議会選挙再考—スウェーデン民主党の躍進と2010年選挙分析への指標（清水謙）
- ・モネ・プランにおける電力整備計画—1938年計画との比較を通して（豆原啓介）
- ・ロシアの「強い」大統領制？—「重層的体制転換」における制度形成過程の再検討（溝口修平）

II 特集: 10周年記念シンポジウム「ドイツ・ヨーロッパ研究の展望—日本の視座から」

- ・ドイツ・ヨーロッパ研究センター(DESK)の10年 —活動の紹介(石田勇治)
- セッション1: 日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の成果と課題
 - ・日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の成果と課題(広渡清吾)
 - ・日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の成果と課題—地域研究・国際関係研究の視点から(木畑洋一)
 - ・日本にとってのドイツの魅力—類似とモデル(星乃治彦)
- セッション2: 日本におけるドイツ・ヨーロッパ研究の展望—若手研究者の視点から
 - ・Perspektiven auf die Deutschland- und Europastudien in Japan —aus der Sicht einer jungen Wissenschaftlerin (Yoko Akiyama)
 - ・Perspektiven auf die Deutschland- und Europastudien in Japan —aus der Sicht eines jungen Kant-Forschers (Takuya Saito)
 - ・Perspektiven der deutschen Sprache bei „Deutschland- und Europastudien“ in Japan (Tadahisa Izeiki)

石田勇治・武内進一編『ジェノサイドと現代世界』勉誠出版

目次 はしがき 石田勇治

第I部 ジェノサイド研究の視座

- 第1章 ジェノサイド研究の課題と射程 石田勇治
- 第2章 ジェノサイドに関する研究史の検討 澤正輝
- 第3章 処罰を免れた「ジェノサイド」 松村由子
- 第4章 ホロコーストと植民地主義 ユルゲン・ツインメラー
- 第5章 ナチ・ジェノサイドを支えた科学 石田勇治
- 第6章 住民移動・民族浄化・ジェノサイド 川喜田敦子
- 第7章 戦争、ジェノサイドとそれに対する責任 デイヴィッド・コーエン

第II部 ジェノサイドの事例研究

- 第8章 「アルメニア人虐殺」をめぐる一考察 吉村貴之
- 第9章 アゼルバイジャン 廣瀬陽子
- 第10章 スレブレニツァで何が起きたか 長有紀枝
- 第11章 ルワンダのジェノサイドを引き起こしたのも 武内進一
- 第12章 ダルフール紛争の展開とジェノサイド 武内進一
- 第13章 裁判に直面するクメール・ルージュ ベン・キアナン

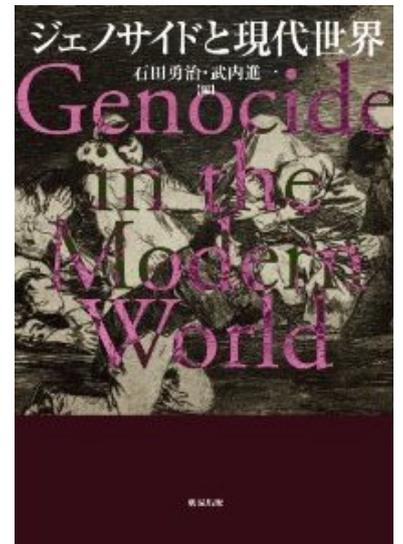
第III部 ジェノサイド予防論

- 第14章 国際刑事裁判所の創設とジェノサイドの処罰・予防 福永美和子
- 第15章 紛争後社会におけるローカル正義の役割 クロス京子
- 第16章 国際連合における「ジェノサイド予防」 渡部真由美
- 第17章 ジェノサイド予防のための平和構築論 佐藤安信

第IV部 付録資料

- 資料1 国際法上のジェノサイドの定義
- 資料2 研究活動の記録
- 資料3 基本文献・図書案内

あとがきにかえて 石田勇治



最新の情報・イベントについては、ホームページ
もご覧下さい

<http://www.desk.c.u-tokyo.ac.jp/>

DESK事務室

〒153-8902

東京都目黒区駒場3-8-1

東京大学大学院総合文化研究科・教養学部
9号館3階313号室

Tel/Fax : 03-5454-6112

E-mail: desk@desk.c.u-tokyo.ac.jp